

# 平成28・29年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)算定の概要

高齢者の医療の確保に関する法律において、保険料率は「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」とされており、後期高齢者医療制度の財政は医療費の患者負担分を除き、公費(約5割)・現役世代からの支援金(約4割)のほか、被保険者の保険料(約1割)で賅われています。

医療給付費等	3,049億円	-	国の負担	1,067億円	=	<b>保険料総額</b> <b>255億円</b> <b>÷収納率99.5%</b> <b>≒256億円</b>
財政安定化基金拠出金等	2億円		県の負担	256億円		
保健事業に要する費用	8億円		市町村の負担	246億円		
審査支払手数料	8億円		現役世代からの支援	1,235億円		
その他の費用	18億円		諸収入・過年度剰余金等	26億円		
<b>計</b>	<b>3,085億円</b>		<b>計</b>	<b>2,830億円</b>		

被保険者均等割額の総額	+	所得割額の総額	=	保険料の総額
160億円		96億円		256億円

- ・ 均等割総額 = 被保険者均等割額 38,000円 × 被保険者数
- ・ 所得割総額 = 総所得金額 × 所得割率 7.36% (限度額超過分調整)

## 医療給付費等(約3,085億円/2年)の負担内訳

